

《リモートワーカーの滞在制度の拡充》

(令和6年3月31日 特定活動告示及び出入国管理及び難民認定法施行規則改正)

規制改革の内容

現状

海外企業に勤める外国人がリモートワークをしながら日本に滞在して観光を楽しむ場合、在留資格は「短期滞在」で入国することとなり、許可される在留期間は最長90日。

措置

本邦において通信技術を活用し、外国の公私の機関との契約に基づき報酬を受ける活動等を行う外国人について、在留資格「特定活動」(6か月)を付与する。

効果

海外企業の職を失わず日本に滞在可能となることで、国際的なリモートワーカーから選ばれる都市となり、日本での生活や観光等での経済効果がより期待できる。

規制改革の概要

外国

Aさんの就労企業等

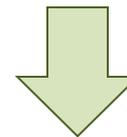
リモートワーク

外国人A

【要件】

- ① 査証免除対象である国・地域かつ租税条約締結国・地域等の国籍等を有している者であること
- ② 申請の時点で、年収が1,000万円以上であること
- ③ 民間医療保険に加入していること
- ④ 1年のうち6月以内の滞在であること

観光



日本での生活や観光等での経済効果がより期待できる